

公益社団法人寒河江青年会議所会員資格運営規程

第1章 目的

(目的)

第1条 本規程は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、組織運営等に関する事項を規定する。

第2章 役員の任務

(任務)

第2条 本会議所の役員は定款に定める事項の他、次の任務を有する。

1. 理事長

(1) 本会議所の代表として、理事会及び常任理事会を招集してその議長となり、定款第17条に基づき総会を招集する。又総ての事業の総括責任をもつ。

(2) 公益社団法人日本青年会議所総会、地区協議会、ブロック協議会及び会員会議所会議に出席し、本会議所の有する表決権の行使及び意見の発表を行う。

2. 直前理事長

常任理事会及び理事会に出席し、意見を求められたとき、理事長経験を生かし、所務、その他について必要な助言をする。

3. 顧問

理事長の要請に応じて、理事会あるいは常任理事会に出席し、豊富な経験を生かし意見を述べることができる。

4. 副理事長

(1) 理事長を補佐し、連絡を密にして、常に意見の調整を統一し、本会議所の円滑な運営のため、一体となって努力する。

(2) 各委員会に出席し、適切な助言を行う。

(3) 各担当委員会間の連絡調整を行う。

5. 常任理事

(1) 理事長を補佐し、下記の事項を分担掌理する。

(2) 各委員会に出席し、適切な助言を行う。

(3) 各担当委員会間の連絡調整を行う。

6. 専務理事

専務理事は理事長を補佐し、次の事項を担当する。

(1) 総務、理事会開催に関する事項

(2) 各委員会間の連絡調整に関する事項

(3) 庶務、文書等に関する事項

(4) 用度及び備品の管理に関する事項

- (5) 事務局の統轄およびその人事給与等に関する事項
- (6) 予算およびその執行の監督ならびに決算に関する事項
- (7) 他に属さない庶務に関する事項

7. 公益担当財政局長

理事長および専務理事の事務補佐ならびに各委員会の財務管理にあたり次の事項を担当する。

- (1) 本会議所の業務及び財産状況を管理する。
- (2) 予算およびその執行の監督ならびに決算に関する監督。
- (3) 公益目的事業の適切な助言を行う。
- (4) 収支予算書、決算書の作成
- (5) 現金預金の出納に関する事項
- (7) 会計諸帳簿の記帳整理
- (8) 予算ならびに決算に関する事項

8. 事務局長

理事長および専務理事の事務補佐ならびに各委員会の連絡調整にあたり次の事項を担当する。

- (1) 議事録の作成
- (2) 文書作成及び発送に関する事項
- (3) 会費の徴収、納入勧告および資金に関する事項

9. 理事

理事は、本会議所の目的達成のために、事業を企画、検討、実施し、且つその成果を確認て、報告書を理事会に提出し承認を受ける。

10. 監事

- (1) 本会議所の業務及び財産状況を監査する。
- (2) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならないが、議決権はない。
- (3) 他の職務を兼務することができない。

第3章 出席

(出席の責務)

第3条 1. 正会員は例会、通常総会、臨時総会、所属委員会、その他本会議所が催す会合に出席しなければならない。

2. すべての会合において欠席、遅刻、早退する場合は必ず予め届出るものとする。

3. 下記の会合に予め届出て出席した会員は、出席した旨を理事長宛文書で報告した場合、それは例会アテンダンスとして認める。

- (1) J C 諸会議

(2) 全国会員大会、各地区会員大会、各ブロック大会

(3) 各地 J C の認承認伝達式及び記念式

(4) 会員会議所例会

(5) 数日間に亘って開催される会合は 1 回として扱う。

4. 病気（要医師の診断書）及び他の正当な理由で長期間に亘り出席不可能な場合は、休会として出席の義務を免除する。但し、休会届を理事長宛に提出し受理された日より休会扱とする。又、休会中の会費は、これを免除しない。

5. 正会員はすべての会合に出席する際には原則として正装の上 J C バッジを着用しなければならない。但し、夏季の会合で上衣を着用しない場合はこの限りでない。

6. 会合の出席は規定用紙に署名する事を原則とする。

第 4 章 例会・理事会・常任理事会

（例会）

第 4 条 例会は原則として毎月開催する。但し、理事会の決議により変更することができる。

（理事会）

第 5 条 定例理事会は原則として毎月開催する。

（常任理事会）

第 6 条 常任理事会は必要に応じて随時開催し、理事会から付託された事項、理事会に提出すべき事項及び議題を審議する。

第 5 章 委員会

（委員会の設置）

第 7 条 定款 4 2 条の規定に基づき、理事長のもとに年度毎に各委員会を設け、正会員はすべて何れかに所属するものとし、委員会の編成は会員の希望を勘案し、全般的均衡を考慮して理事会において決定する。

（任命）

第 8 条

1. 委員会には委員長、副委員長、及び委員若干名を置く。

2. 委員長は理事のうちから理事長が通常総会後最初の理事会の承認を得て任命する。

3. 委員長は副委員長を推薦し委員と共に、正会員のうちから理事長が通常総会後最初の理事会の承認を得て任命する。

（開催）

第 9 条

1. 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、月 1 回以上開催する。

2. 委員長に万一事故ある時は、副委員長が代行する。

(責務)

第10条

1. 事業を立案、実施するにあたり理事会の決議を要する。
2. 事業実施に必要な事業費については、理事会の承認した予算に準拠し執行する。
3. 委員会開催にあたっての資料、議事録等の保管、管理を行う。
4. 事業終了後速やかに報告書を作成し、会計帳票等により支払先・支払日・用途を明確にした決算書を添付し理事会にて承認を得る。

(委員会名・職務分掌)

第11条 各委員会の名称と職務分掌は次の通りとする。

【会員研修委員会】

- (1) 3 LOM合同例会への積極支援 (例会)
- (2) 姉妹都市交流に関する事項 (例会)
- (3) スピーチトレーニングの実施 (上程・報告)
- (4) ホームページの運営に関する事項 (上程・報告)
- (5) 献血に関する事項 (報告)
- (6) 会員拡大への積極的支援
- (7) 「ツール・ド・さくらんぼ」への積極的支援
- (8) 各事業への出席勧告、積極的支援
- (9) 日本青年会議所、東北地区協議会、山形ブロック協議会への積極的支援
- (10) 出向者への積極的支援
- (11) 理事会から付託された事項

【地域未来創造委員会】

- (1) 公開討論会の企画・運営に関する事項 (寒河江市) (例会・公益)
- (2) 公開討論会の企画・運営に関する事項 (大江町) (例会・公益)
- (3) 公開討論会の企画・運営に関する事項 (朝日町) (例会・公益)
- (4) 地域を想う心豊かな青少年共育に関する事項 (例会・公益)
- (5) 「ツール・ド・さくらんぼ」への積極的支援
- (6) 会員拡大への積極的支援
- (7) 各事業への出席勧告、積極的支援
- (8) 日本青年会議所、東北地区協議会、山形ブロック協議会への積極的支援
- (9) 出向者への積極的支援
- (10) 理事会から付託された事項

【ツール・ド・さくらんぼ運営会議】

- (1) 「ツール・ド・さくらんぼ」の企画運営に関する事項（例会・公益）
- (2) 会員拡大への積極的支援
- (3) 各事業への出席勧告、積極的支援
- (4) 日本青年会議所、東北地区協議会、山形ブロック協議会への積極的支援
- (5) 出向者への積極的支援
- (6) 理事会から付託された事項

【公益担当財政局】

- (1) 年度予算案、年度末決算に関する事項（上程・報告）
- (2) 予算の執行及び管理
- (3) 委員会会計の指導及び支援
- (4) 資産、財務管理、会計及び記録作成
- (5) 登記変更及び公益申請に関する事項（報告）
- (6) 定款、諸規程に関する事項（上程）
- (7) 会員拡大への積極的支援
- (8) 「ツール・ド・さくらんぼ」への積極的支援
- (9) 各事業への出席勧告、積極的支援
- (10) 日本青年会議所、東北地区協議会、山形ブロック協議会への積極的支援
- (11) 出向者への積極的支援
- (12) 理事会から付託された事項

【事務局】

- (1) 1月通常総会の企画運営に関する事項（例会）
 - (2) 新春賀詞交歓会の企画運営に関する事項（例会）
 - (3) 8月通常総会の企画運営に関する事項（例会）
 - (4) 各種大会に関する事項（ブロック大会、東北青年フォーラム（例会））
 - (5) 卒業式の企画運営に関する事項（例会）
 - (6) 例会運営に関する事項（上程・報告）
 - (7) 庶務に関する事項（上程）
- ・書類等保管整理 ・ J C手帳の作成 ・ 備品管理
- (8) 年間アルバム作成に関する事項
 - (9) 渉外全般に関する事項
 - (10) 理事会、その他諸会議の運営
 - (11) 会員拡大への積極的支援
 - (12) 「ツール・ド・さくらんぼ」への積極的支援

- (13) 各事業への出席勧告、積極的支援
- (14) 日本青年会議所、東北地区協議会、山形ブロック協議会への積極的支援
- (15) 出向者への積極的支援
- (16) 理事会から付託された事項

第 12 条 改 廃

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、令和 2 年 1 月 3 1 日より施行する。